

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第4号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「下京区統合小学校開設準備室」
第1条中「下京区統合小学校開設準備室」を に改め
東山区小中一貫校開設準備室」
る。

第2条第2項中「下京区統合小学校開設準備室」の右に「及び東山区小中一貫校開設準備室」を加える。

第4条指導室の款に次の1項を加える。

東山区小中一貫校開設準備室

(1) 東山区小中一貫校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)